

令和5年度 第2回たつの市地域公共交通会議 次 第

日 時 令和6年2月20日（火）午後2時から
場 所 たつの市役所 本館3階 第2, 3委員会室

1 開 会

2 協議事項

- （1）たつの市地域公共交通会議規約の改正（運賃協議部会の設置）について
- （2）路線バス「大浦～山電網干線」の運行について

3 報告事項

- （1）路線バス「山崎～ダイセル線（ツカザキ病院経由）」のダイヤ改正について
- （2）その他

4 閉 会

令和5年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名
1	会長	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	真 田 忠 敏
2	副会長	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会 長	井 上 末 廣
3		市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	岩 村 研 也
4		市民団体代表	たつの市商工会	会 長	木 津 眞 人
5		市民団体代表	たつの市PTA協議会	副会長	八 木 崇
6	監事	市民団体代表	たつの市交通安全連絡協議会	副会長	吉 川 加代子
7		市民代表	公募委員（龍野）	-	栗 川 昭 夫
8		市民代表	公募委員（新宮）	-	西 村 洋 二
9		市民代表	公募委員（揖保川）	-	古 寺 恭 子
10		市民代表	公募委員（御津）	-	大 西 正 清
11		交通事業者職員	神姫バス株式会社	姫路営業所 所長	清 水 忠 臣
12		交通事業者職員	株式会社ウイング神姫	業務課長	福 本 良 一
13		交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 兵庫支社	副支社長	秋 元 勇 人
14		公益社団法人兵庫県バス協会の指名する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	新屋敷 昭 一
15		交通事業者職員兼一般社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者	一般社団法人 兵庫県タクシー協会（赤とんぼ交通株式会社）	理事 (代表取締役)	河 合 利 宜
16		一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	小 幡 修 司
17		国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部 総務企画部	企画調整官	中 西 克 之
18		国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	道路管理 第二課長	田 尻 尚 登
19		兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長の指名する者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	熊 田 登 宇
20		兵庫県関係行政機関職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	大 久 保 豪
21		兵庫県たつの警察署長の指名する者	たつの警察署	交通課長	橋 本 富二男
22		交通会議の運営に必要と認める者	たつの市議会	総務生活 常任委員会 委員長	肥 塚 康 子
23		たつの市関係機関職員	たつの市	副市長	田 中 徳 光
24		たつの市関係機関職員	たつの市福祉部	部 長	山 根 洋 二
25		たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部 長	野 村 順 一

たつの市地域公共交通会議規約の改正（案）について

協議事項 1

道路運送法が改正され、協議運賃を定める場合において、新たな協議会にて協議を行うことが必要となったことに伴い、たつの市地域公共交通会議規約において、新たに運賃協議部会を設置する規定を追加するため、下記のとおり改正します。

たつの市地域公共交通会議規約の一部改正に係る新旧対照表

＜改正箇所は下線部分＞

現 行	改 正 案
(ワーキンググループ)	(ワーキンググループ)
第 1 3 条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。	第 1 3 条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。
2 ワーキンググループは、第 3 条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。	2 ワーキンググループは、第 3 条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。
3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。	3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。	4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。
_____	<u>(運賃協議部会)</u>
_____	第 1 4 条 交通会議は、道路運送法第 9 条第 4 項及び第 5 項に基づく運賃等の協議を行う必要があると認めるときは、 <u>運賃協議部会を置くことができる。</u>
_____	2 <u>運賃協議部会は、第 3 条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者のうち、次の各号に定める者を運賃協議部会の委員としなければならない。</u>
_____	<u>(1) たつの市の関係機関の職員</u>
_____	<u>(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u>
_____	<u>(3) 国土交通省近畿運輸局神戸 監理部兵庫陸運部長又はその指名する者</u>
_____	<u>(4) たつの市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者</u>
_____	3 <u>運賃協議部会は、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。</u>
(事務局)	(事務局)
第 1 4 条 (以下省略)	第 1 5 条 (以下省略)

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 2 月 2 0 日から施行する。

運賃等の協議について

○主な改正点

現行

①地域公共交通会議

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシ－事業者C
- ・バス協会、タクシ－協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

協議運賃は地交会議で協議

改正のポイント

①路線新設等の場合

「地交会議」と「協議会（運賃等）」とで協議を行う必要がある。

②連続して協議を行う場合

「協議会（運賃等）」の構成員となっていない地公会議の構成員には退室してもらう必要がある。

③軽微運賃について（道路運送法施行規則第10条第1項）

- ・定期観光運送
 - ・高速バス
 - ・臨時運送
 - ・路線不定期
 - ・区域運行
- 協議会（運賃等）での協議は不要

改正後

①地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条）

構成員（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシ－事業者C
- ・バス協会、タクシ－協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

※協議運賃の協議は行わない

②協議会（運賃等）（道路運送法第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシ－
- ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
- ・地方運輸局長

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

※市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会等の措置

公聴会以外の方法について（例示）

- ①パブコメ
 - ②市政広報誌
 - ③自治会への説明会 及び 業界団体を通じた事業者説明
- 上記①②③のいずれかを実施する

協議会（運賃等）について

1. 概要

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、独禁法に抵触しない形で協議を行うために設置される
- ・地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

2. 開催方法

- ・独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで開催する必要がある
- ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、地域公共交通会議構成員を退室又は別室で協議を行うなど同一に協議しないように留意が必要
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

3

3. 協議運賃の協議にあたり、市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会その他の措置を行う必要

- ・公聴会とはあくまで法令上の例示にすぎないため、代わりにその他の方法での意見の聴取でも可能

- (例) ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
③自治会への説明会（住民、利用者）
④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者） ※（ ）内は想定する対象者

公聴会を開催しない場合、最低でも上記①と②はいずれかを実施、上記③と④は併せて実施

改正案	現行
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金） 第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 （略） 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金） 第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 2 （略） 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 (略)

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第七項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第七項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、運賃等（旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）をいう。以下この条、第十八条の二第三号及び第八十九条第一項第二号において同じ。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 (略)

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前条第六項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 三 (略)

四 運賃等が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者
三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

4 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第九条第七項の規定は、第三項の運賃等及び前項の料金について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項又は第四項」とあるのは「第九条の三第三項」と、「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 三 (略)

四 運賃及び料金が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。

(新設)

(新設)

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 第九条第六項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 (略)

二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 (略)

(運輸審議会への諮問)

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 (略)

二 第九条第七項（第九条の二第二項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による運賃又は料金の変更の命令

三 第九条の三第一項の規定による運賃等の認可

四 六 (略)

(利害関係人等の意見の聴取)

第八十九条 地方運輸局長は、その権限に属する次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

一 (略)

二 一般乗用旅客自動車運送事業における運賃等に関する認可

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 (略)

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 (略)

(運輸審議会への諮問)

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 (略)

二 第九条第六項（第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による運賃又は料金の変更の命令

三 第九条の三第一項の規定による運賃及び料金の認可

四 六 (略)

(利害関係人等の意見の聴取)

第八十九条 地方運輸局長は、その権限に属する次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

一 (略)

二 一般乗用旅客自動車運送事業における運賃及び料金に関する

2
4 (略)

第九十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第三項若しくは第六項、第九条の二第一項若しくは第九条の三第五項の規定による届出をしないで、又はこれらの規定若しくは第九条第四項若しくは第九条の三第三項の規定により届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

二 第九条第七項（第九条の二第二項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。

三 第九条の三第一項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃若しくは料金を収受し（同条第三項の規定による届出をした場合を除く。）、又は第六十一条第一項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた使用料金によらないで、使用料金を収受したとき。

四十九 (略)

2
4 認可
(略)

第九十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第三項若しくは第五項、第九条の二第一項若しくは第九条の三第三項の規定による届出をしないで、又はこれらの規定若しくは第九条第四項の規定により届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

二 第九条第六項（第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。

三 第九条の三第一項若しくは第六十一条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

四十九 (略)

たつの市地域公共交通会議規約（改正後）

（趣旨）

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るために必要な事項
- （2） 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- （3） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

（会議）

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(運賃協議部会)

第14条 交通会議は、道路運送法第9条第4項及び第5項に基づく運賃等の協議を行う必要があると認めるときは、運賃協議部会を置くことができる。

2 運賃協議部会は、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者のうち、次の各号に定める者を運賃協議部会の委員としなければならない。

(1) たつの市の関係機関の職員

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者

(4) たつの市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

3 運賃協議部会は、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。
(事務局)

第15条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第16条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第17条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第18条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第19条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第20条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第21条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第22条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(会計年度の特例)
- 3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年2月20日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

路線バス「大浦～山電網干線」について、運行事業者であるウイング神姫から下記のとおり申し出があったため、今後の運行について、変更手続きを行うものです。

大浦～山電網干線の運行について

株式会社ウイング神姫

平素より公共交通の路線維持に向けた取り組みにご理解とご協力を頂きお礼申し上げます。

これまで地域における移動手段として大浦～山電網干駅間の路線バスを維持運行してまいりましたが、最近よく新聞ニュースでも取り上げられ社会問題化しているバスの乗務員不足が弊社でも深刻な問題となっており、喫緊の課題となっております。

乗務員不足に対応すべく関係各所にもご協力頂き採用に注力しているのですが、まだまだ補完できていない状況です。

バス事業者として、西播磨地域における持続可能な公共交通を構築するためには乗務員不足に対応したバス乗務の『仕業台数削減』が急務であり今回、路線バスとして山電網干～大浦線の運行を継続することが困難であると判断し大変恐縮ではありますが、2024年9月末で運行を終了する判断と致しました。

尚、2024年4月1日以降の運行については平日は現状ダイヤで運行します。土曜・日曜・祝日については運休とさせていただきます。

ご利用のお客様には大変ご不便をお掛けしますが、かかる事情をお察しの上、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

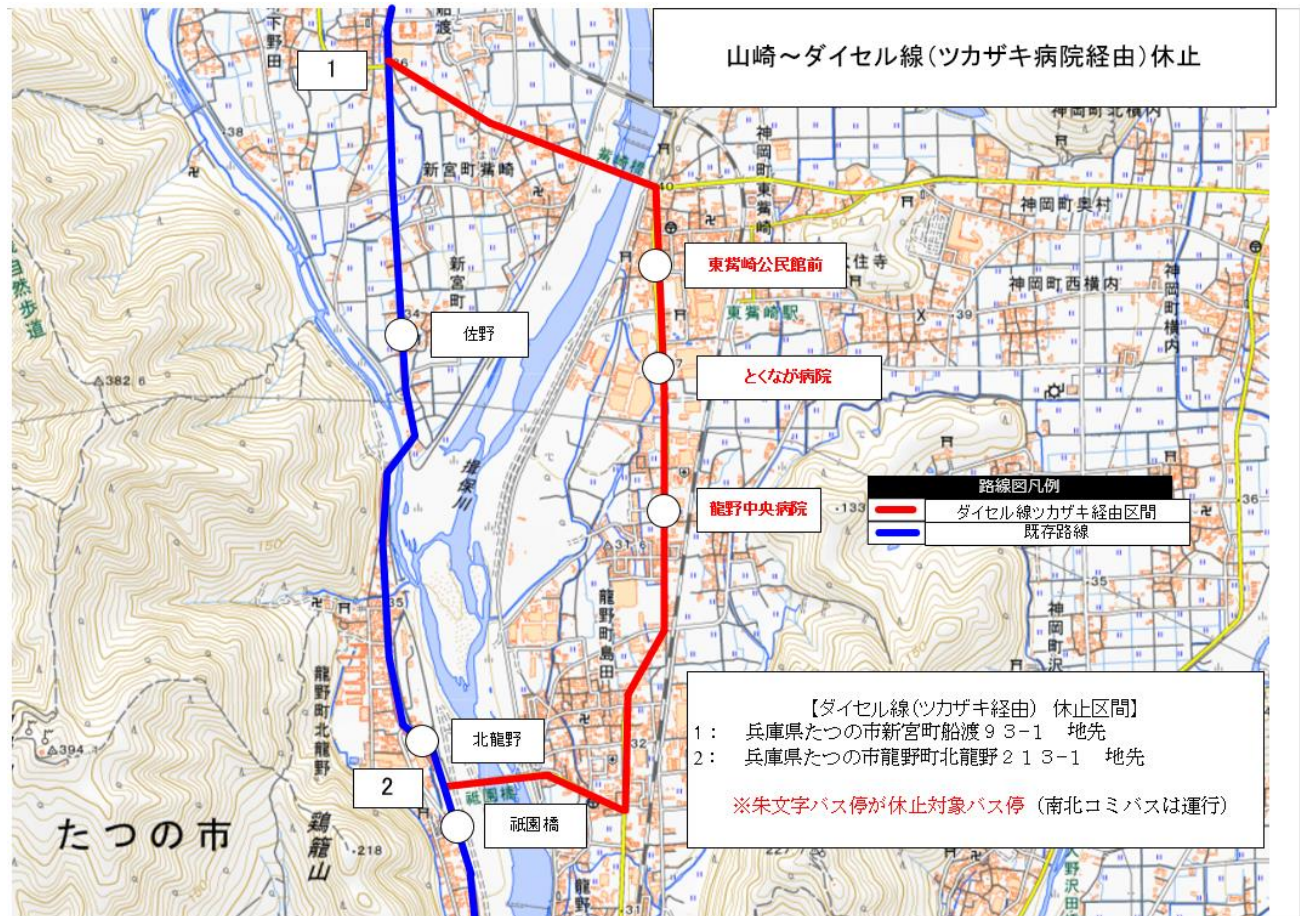
記

令和5年度利用乗車実績

月	平日（20便）		土曜（14便）		日曜祝日（10便）		月間合計 乗車人数	1日平均 乗車人数
	乗車 人数	1便 平均	乗車 人数	1便 平均	乗車 人数	1便 平均		
4月	398	1.0	51	0.9	93	1.5	542	18.0
5月	400	1.0	53	0.9	119	1.7	572	18.5
6月	453	1.0	55	1.0	116	2.9	624	20.8
7月	632	1.6	87	1.2	118	2.0	837	27.0
8月	496	1.1	76	1.4	84	1.7	656	21.6
9月	506	1.3	106	1.9	92	1.5	704	23.5
10月	534	1.3	71	1.3	133	2.2	738	23.8
11月	497	1.2	86	1.5	128	2.1	711	23.7
12月	559	1.4	83	1.5	157	2.2	799	25.8

以上

山崎～ダイセル線（ツカザキ病院経由）のダイヤ改正について



ダイヤ改正 変更点

平日

山崎⇒ダイセル 方面

現行			変更内容	平均乗車人数
始発地	行先	発時間		
山崎	新宮駅	9:00	削減	1.1
山崎	ダイセル	10:00	JR 網干駅止め	5.8
山崎	ダイセル	14:05	JR 網干駅止め	6.0
龍野	ダイセル	15:30	削減	2.4
山崎	龍野	15:52	ダイセルに延伸 ※	
山崎	新宮駅	16:30	削減	2.5
山崎	新宮駅	19:30	削減	2.5

ダイセル⇒山崎 方面

現行			変更内容	平均乗車人数
始発地	行先	発時間		
ダイセル	山崎	11:40	JR 網干駅 11:57 発に	7.8
ダイセル	山崎	15:40	JR 網干駅 15:54 発に	17.5
ダイセル	山崎	16:40	JR 網干駅 16:58 発に	27.6
新宮駅	山崎	17:20	削減	14.5
新宮駅	山崎	19:45	削減	2.0
ダイセル	山崎	19:30	龍野止を山崎行きに延伸	
新宮駅	山崎	20:05	削減	2.4

土・日祝

山崎⇒ダイセル 方面

現行			変更内容	平均乗車人数
始発地	行先	発時間		
山崎	新宮駅	9:00	削減	2.2
山崎	ダイセル	10:00	削減	21.5
山崎	新宮駅	16:30	削減	2.5

ダイセル⇒山崎 方面

現行			変更内容	平均乗車人数
始発地	行先	発時間		
新宮駅	山崎	9:45	削減	1.5
ダイセル	山崎	11:40	削減	11.2
新宮駅	山崎	17:05	削減	4.2